

知的財産取引・オープンイノベーション環境の適正化に向けた包括的政策評価と実態分析報告書：2019年から2026年に至る構造変革の軌跡

Gemini 3 pro

要旨

本報告書は、日本政府が2019年（令和元年）以降、強力に推進している「知的財産取引の適正化」および「オープンイノベーション環境の整備」に関する一連の政策措置、実態調査、ガイドライン策定の経緯とその実効性を、包括的に分析・評価するものである。

具体的には、公正取引委員会による2019年の「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を起点とし、2020年の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査（中間・最終報告）」、これらを受けて策定された2021年の「知的財産取引に関するガイドライン」及び2022年の「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver2.0」、さらには2024年のガイドライン改定や「知財Gメン」による監視強化に至るまでの一連の流れを詳述する。

これらの政策は、従来の「下請保護」という消極的な枠組みを超え、日本の産業競争力の源泉である「知的財産（IP）」を不当な収奪から守り、公正な競争環境の下でイノベーションを促進するための構造改革であると位置づけられる。本稿では、各報告書が明らかにした産業界の病理と、それに対する政府の法的・政策的介入の進化を、法務・経済・政策の多角的視点から論じる。

第1章 序論：日本産業界における「知財収奪」の構造的背景

1.1 垂直統合モデルの限界と「擦り合わせ」の罠

日本の製造業は長らく、親事業者（発注者）と下請事業者（受注者）による強固な垂直統合モデルを競争力の源泉としてきた。このモデルにおいて、「阿吽の呼吸」や「現場の擦り合わせ」は高い品質と効率性を生み出す一方で、契約関係の曖昧さを許容する土壤ともなった。特に、中小企業が現場で生み出した「ノウハウ」や「金型技術」といった知的資産は、取引継続のための「サービス」として無償提供されることが常態化していた。

しかし、デジタル化とグローバル化の進展により、この曖昧さは致命的なリスクへと変貌した。技術の流出は、新興国企業へのキャッチアップを許し、国内サプライチェーンの空洞化を招く要因となつた。さらに、スタートアップ・エコシステムの台頭に伴い、大企業とスタートアップという「異質な主体」間の連携（オープンイノベーション）が急増したが、ここでも従来の垂直的な上下関係の論理が持ち

込まれ、スタートアップの成長を阻害する事例が頻発した。

1.2 政策転換のトリガー：独占禁止法の新たな射程

この状況に対し、公正取引委員会（JFTC）は2019年、独占禁止法の「優越的地位の濫用」規制の適用範囲を、従来の「金銭的搾取（買いたたき等）」から「知的資産の搾取」へと明確に拡大する方針を打ち出した。これは、支払代金の確保という短期的な保護から、企業の将来的な競争力の源泉である「知財」の保護へと、規制のパラダイムをシフトさせる画期的な転換点であった。

第2章 製造業における「沈黙の強要」の解明：2019年実態調査報告書の深層分析

公正取引委員会が令和元年6月14日に公表した「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」は、長年タブー視されていた製造現場の暗部を白日の下に晒した文書である¹。

2.1 調査の設計と規模：氷山の一角を崩す

本調査は、平成25年10月1日から平成30年9月30日までの5年間を対象期間とし、広範なアンケート調査に加え、製造業者101件、事業者団体13件、有識者8件の計122件に及ぶ詳細なヒアリング調査を実施した¹。この定性調査の重視は、契約書には明記されない「口頭での強要」や「無言の圧力」を捕捉するために不可欠なアプローチであった。

2.2 特定された問題行為の類型とメカニズム

報告書は、優越的地位にある発注者が、取引上の立場を利用して受注者に不利益を課す行為を詳細に類型化した。

2.2.1 ノウハウの開示強要：品質管理を名目とした技術流出

最も深刻な問題として浮上したのが、ノウハウの開示強要である³。

- 手口：発注者は「品質管理」や「トレーサビリティの確保」、「BCP（事業継続計画）対応」といった正当な名目を掲げ、受注者に対し、製造に必要な詳細な図面、加工パラメータ、金型設計データ、特殊な配合比率などの開示を迫る。
- 実態：開示された情報は、必ずしも当該取引のためだけに使用されるとは限らない。報告書では、開示されたノウハウが、受注者の知らぬ間に発注者の海外工場に転送され内製化に使われたり、より安価な他のサプライヤー（国内・海外）に提供され、製造委託先を切り替えるための資料（転注のためのスペック情報）として流用されたりする事例が確認された。
- 法的評価：これまで、こうした行為は「商談の一部」と見なされがちであったが、公取委は、取引継続を人質に取った一方的な開示要求は、正常な商慣習を逸脱した「優越的地位の濫用（不当な利益提供強制）」に該当する可能性が高いと明示した。

2.2.2 知的財産権の無償譲渡・独占的ライセンスの強要

共同開発や受託開発の現場における権利帰属の歪みも指摘された³。

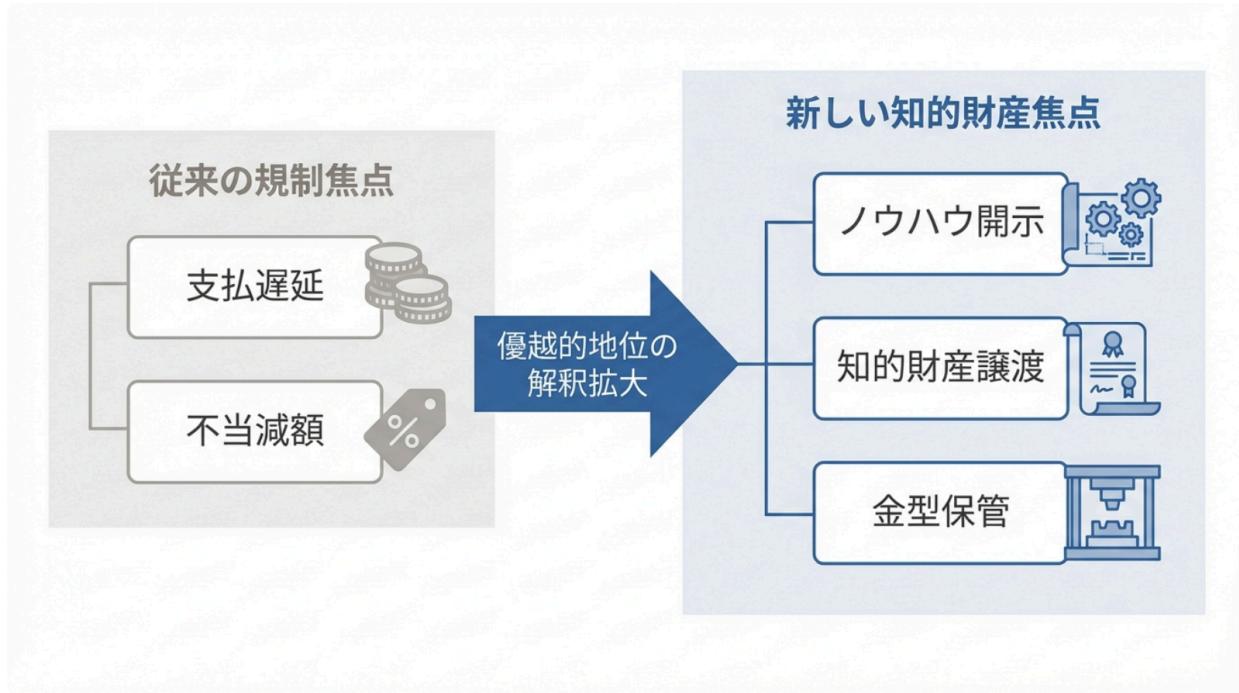
- 事例: 中小企業が独自の技術やアイデアを投入して改良開発を行ったにもかかわらず、発注者から提示される契約書には「本業務に関連して生じた一切の知的財産権は甲(発注者)に帰属する」といった条項が含まれている。
- 片務性: さらに悪質なケースでは、権利自体は受注者に残すものの、発注者に対して「独占的かつ無償のライセンス」を付与させ、かつ「第三者へのライセンスを禁止」する条項が課される。これにより、中小企業は開発した技術を他の顧客に販売(横展開)する機会を封じられ、事実上、その技術は発注者の専用物となる。
- 影響: これは中小企業の「下請からの脱却」や「自立的成長」を構造的に阻害するものであり、我が国のイノベーションエコシステム全体にとって由々しき事態であるとの評価がなされた。

2.2.3 金型・図面の流用と保管コストの押し付け

金型に関する問題も、日本の製造業特有の病理として詳述された。

- 金型保管: 発注後、長期間使用されない金型(補給部品用など)について、発注者が廃棄の指示を出さず、かといって保管料も支払わないまま、受注者の工場スペースを圧迫し続ける「金型保管の強要」。
- 図面流用: 受注者が作成した金型図面を、発注者が無断で引き上げ、他の安価な金型メーカーに渡して製造させる「図面のただ乗り」。

JFTC Regulatory Evolution: From Tangible to Intangible Assets



The 2019 Report marked a paradigm shift, expanding the definition of 'Abusive Practice' from purely financial disadvantages (e.g., payment delays) to the expropriation of intellectual capital and future competitive advantage.

2.3 公正取引委員会の対応策と波及効果

本報告書を受け、公正取引委員会は、違反行為の未然防止に向けた周知徹底と、独占禁止法に基づく厳正な対処を宣言した。これは、単なる「下請いじめ」の是正を超え、知的財産を「正当に取引されるべき財産」として再定義する試みであった。この動きは、後のスタートアップ支援政策や、経済産業省・中小企業庁によるガイドライン策定の理論的支柱となった。

第3章 スタートアップ取引の構造的歪み: 2020年実態調査の衝撃

製造業での知財保護の機運が高まる中、政府の視線は急速に成長する「スタートアップ・エコシステム」へと向けられた。大企業がイノベーションの取り込みを急ぐあまり、力の差を背景とした不当な契約が横行しているとの懸念が高まったためである。

3.1 調査の経緯: スピード感ある政策展開

公正取引委員会は令和元年11月に調査を開始し、令和2年6月30日に中間報告⁵、同年11月27日に

最終報告⁶を公表した。この1年という短期間での連続公表は、オープンイノベーションの現場における問題の深刻さと、政府の危機感の強さを物語っている。

3.2 中間報告(令和2年6月)で浮き彫りになった論点

中間報告の段階で、スタートアップに対するアンケート調査から、独占禁止法上の問題となり得る行為が多数報告された。特に、連携の入り口であるNDA(秘密保持契約)の段階から既に不利益が生じている実態が明らかになり、公取委はさらなる詳細なヒアリング調査の必要性を強調した⁵。

3.3 最終報告書(令和2年11月)の全貌:イノベーションの搾取構造

最終報告書「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」は、契約プロセスを時系列に沿って分析し、各段階に潜む「搾取の罠」を体系化した⁸。

3.3.1 連携検討段階:片務的NDAの押し付け

連携の第一歩である秘密保持契約(NDA)において、以下のような不当な条項が散見された⁸。

- 片務性: 大企業側から提示される雛形が、スタートアップ側のみに秘密保持義務を課し、大企業側は義務を負わない、あるいは免責される内容となっている。
- 目的外使用の許容: 開示された秘密情報を、当該連携検討以外の目的(自社単独開発や競合他社との連携)に使用することを許容する条項が含まれている。
- インサイト: スタートアップにとって、技術情報は唯一無二の資産である。しかし、大企業との面談機会を得たいがために、不利な条件を飲まざるを得ない構造的弱さが指摘された。

3.3.2 PoC(技術検証)段階:無償労働と成果の収奪

PoC(Proof of Concept)契約においては、「PoC貧乏」とも呼ばれる搾取構造が明らかになった⁸。

- 無償PoC:「将来の業務提携の可能性がある」ことを餌に、実費すら支払われないまま技術検証を行わせる。
- 成果物の帰属: PoC段階で得られたデータや改良技術の権利を、全て大企業側に帰属させる条項。
- PoC疲れ: 本契約に至る明確な基準を設けず、ダラダラと検証を続けさせ、ノウハウだけを吸収した後に契約を打ち切る事例。

3.3.3 共同研究・ライセンス契約段階:競争の制限

- 拘束条件付取引: 共同研究の成果について、スタートアップが大企業の競合他社にライセンスすることや、製品を販売することを禁止する条項。これはスタートアップの事業拡大の可能性を閉ざすものであり、独占禁止法上の「拘束条件付取引」や「排他条件付取引」に該当する可能性が高い⁸。
- ライセンス条件の不均衡: 大企業が必要とする範囲を超えて、スタートアップのバックグラウンドIP(既存知財)まで含めた包括的なライセンスを、無償または低廉な対価で要求する行為。

3.3.4 出資契約段階:経営権への過剰介入

事業連携を伴う出資(CVC投資など)において、株式保有比率に見合わない過度な支配権を要求する事例も報告された¹²。

- 過剰な拒否権: 経営の重要事項(予算承認、役員人事、M&A、資金調達など)に対し、マイノリティ出資者である大企業が広範な拒否権を持つ。
- 株式買取請求権の濫用: 契約違反時のペナルティとして、出資額を上回る金額での株式買取を義務付ける条項など、実質的に投資のリスクをスタートアップ側に転嫁する仕組み。

Stages of Risk in Startup Open Innovation Transactions



The 2020 JFTC Report identified specific mechanisms of abuse at every stage of the collaboration lifecycle, from unilateral NDAs in the negotiation phase to IP expropriation during Joint Research and excessive control via Investment Agreements.

第4章 ルール形成の具体化: 知的財産取引に関するガイドラインの策定(2021年)

公正取引委員会の実態調査によって「何が違法となり得るか」が示されたことを受け、次は「では、具体的にどのような契約を結ぶべきか」という規範の提示が求められた。これに応える形で、中小企業庁は令和3年(2021年)3月31日、「知的財産取引に関するガイドライン」及び「契約書ひな形」を公表

した¹³。

4.1 ガイドラインの基本原則: 透明化と対等性の確保

本ガイドラインは、知的財産取引における問題事例を防止し、共存共栄を図るためのベストプラクティスをまとめたものであり、以下の3原則を柱としている¹³。

1. 契約締結のタイミングの適正化:
 - 営業秘密の開示前には必ずNDAを締結すること。
 - 試作や開発に着手する前に、費用負担や権利帰属に関する契約条件を書面で明確化すること。後出しジャンケンを許さない姿勢である。
2. 権利帰属の明確化と貢献度主義(**Contribution Base**):
 - 知的財産権の帰属は、どちらが発注者かに関わらず、発明への「知的貢献度」に応じて決定されるべきである。
 - 「金を出したから権利も全て貰う」という発注者の論理を否定し、資金提供と知的貢献を区別して扱うことを求めている。
 - 中小企業が独自に開発した「バックグラウンドIP(フォアグラウンドIPに対する概念)」は、取引後も中小企業に帰属することを明確にする。
3. 対価の適正化と分離:
 - 知財の譲渡やライセンスには、物品の製造委託費(加工賃)とは別に、その価値に見合った「正当な対価」が支払われるべきである。知財対価が加工賃に「まるめられる」慣行の是正を促している。

4.2 契約書ひな形の提供と解説

ガイドラインの実効性を高めるため、中小企業庁は4種類のモデル契約書(秘密保持、共同開発、開発委託、製造委託)を提供した。これらは、条文ごとに「理想的な条項(中小企業寄り)」、「妥協点としての条項(中間案)」、「避けるべき条項(大企業寄り)」が詳細に解説されており、法務部門を持たない中小企業でも大企業と対等に交渉するための「武器」として設計されている¹⁴。

第5章 実践ツールの進化: オープンイノベーション・モデル契約書ver2.0(2022年)

スタートアップと事業会社の連携をさらに加速させるため、経済産業省と特許庁は令和4年(2022年)3月18日、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver2.0」を取りまとめた¹⁶。

5.1 ver1.0からの進化とver2.0の狙い

2020年に公表されたver1.0は、契約交渉の指針として一定の評価を得たが、実務の現場からは「より多様なケースに対応してほしい」「大学との連携に特有の課題がある」といった声が上がっていた。

ver2.0はこれらのニーズに応えるアップデートである。

5.1.1 「大学編」の新設：産学連携の特殊性への対応

ver2.0の最大の目玉は、従来の「新素材編」「AI編」に加え、**「大学編」**が新設されたことである¹⁷。

- 課題：大学との共同研究では、大学側が「TLO（技術移転機関）を通じた収益化」や「研究成果の公表（論文発表）」を重視する一方、企業側は「秘密保持」や「独占実施権」を求めるため、利害が鋭く対立しやすい。
- 対応：大学編のモデル契約書では、アカデミアの使命（教育・研究・公表）を尊重しつつ、企業の事業化インセンティブも確保するための条項例（例：論文発表前の確認期間の設定、非独占的実施権と独占的オプション権の組み合わせなど）が提示された。

5.1.2 実務的オプションの拡充と解説の深化

ver2.0では、契約交渉が行き詰まらないよう、一つの条項に対して複数のオプション（A案：スタートアップ有利、B案：中立、C案：事業会社有利）が提示され、それぞれの選択肢がどのようなリスクとリターンをもたらすかについての「逐条解説」が大幅に拡充された¹⁹。これにより、当事者は自社の戦略に応じて柔軟に契約を設計できるようになった。

5.2 「マナーブック」によるソフトローの形成

契約書というハードなツールに加え、特許庁と経済産業省は2023年、「事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進のためのマナーブック」を公表した²⁰。これは、契約以前のコミュニケーションや信頼関係構築における「作法」を説いたものであり、大企業側の担当者に対し、リスペクトを持った対応や迅速な意思決定を促す啓発資料として機能している。

5.3 その後の進化：M&A促進に向けたver2.2（2025年）

モデル契約書はその後も進化を続けている。最新の資料によれば、2025年4月にはver2.2が公表される予定である¹⁶。

- M&Aへのフォーカス：これまでの連携（業務提携）から一步進み、出口戦略としてのM&A（買収）を円滑にするための改定が行われている。
- 具体的修正：事業会社がスタートアップを買収する際、既存の契約（他社とのライセンス契約など）が障害とならないよう、「change-of-control条項（経営権移動時の契約解除条項）」の扱いや、知財の取り扱いに関する条項が見直されている。これは、政府のスタートアップ政策が「育成」から「Exit（回収・循環）」のフェーズへと進展していることを示唆している。

第6章 監視と執行の強化：2024年以降の「強制力」を伴う是正措置

2023年から2024年にかけて、政府の政策フェーズは「ルールの提示」から「実効性の確保（

Enforcement)」へと大きく舵を切った。ガイドラインが存在してもなお、現場では不当な取引が温存されている事実が明らかになったためである。

6.1「知財Gメン」の活動と衝撃の報告(2024年7月)

「知財Gメン(現・取引Gメン)」は、中小企業庁が設置した、中小企業の取引実態を把握するための専門調査員である。彼らは年間1万件以上のヒアリングを行い、表面化しにくい現場の声を収集している²²。

2024年7月31日、中小企業庁は知財Gメンによる調査結果を公表した。その内容は衝撃的なものであった²³。

- 第三者侵害リスクの全転嫁: 発注者の指示や仕様に基づいて製造した製品が、第三者の特許権を侵害したとして訴えられた場合、契約書上、その責任と費用負担を「例外なく」受注者(中小企業)に負わせる条項が、特定の親事業者によって組織的に使用されていた。
- 検証: Gメンの調査により、実際にそのような契約書が締結されている事実が確認された。これは、下請企業にとって「死刑宣告」にも等しい過酷なリスク転嫁であり、ガイドラインの精神を真っ向から否定するものであった。
- 政府の対応: 中小企業庁は、該当する親事業者に対し、契約条項の修正や、当該条項の権利行使放棄を取引先に通知するよう要請した。これは行政指導に匹敵する強力な介入であり、政府が「是正」に向けて本気であることを産業界に知らしめた。

6.2「知的財産取引に関するガイドライン」の抜本改定(2024年10月)

知財Gメンの報告を受け、中小企業庁は令和6年(2024年)10月、ガイドラインの重要な改定を行った¹⁴。

6.2.1 改定の核心:リスク分担の「責任分界点」の再定義

改定ガイドラインでは、第三者侵害リスクの負担について、以下の新しいルールが明記された。

- 仕様決定者責任の原則: 第三者の権利侵害が、発注者の指示した仕様や図面に起因する場合、その責任は発注者が負わなければならない。これを受注者に転嫁することは不當である。
- 「指示」の定義拡大: 責任の所在となる「指示」には、書面による正式な指示書だけでなく、口頭によるアドバイスや、メールでの非公式な要望、参考情報の提供も含まれることが明確化された。「あくまで参考意見だった」という発注者の言い逃れを防ぐための措置である。
- 求償権の行使: 万が一、受注者が第三者から訴えられた場合でも、発注者に対して損害賠償や解決費用の求償(肩代わり請求)ができる権利を契約上確保すべきとした。

2024年ガイドライン改定：第三者知財侵害リスクの再配分

2024年のガイドライン改定により、発注者と受注者（SME）間の知的財産取引におけるリスク負担のロジックが根本的に変更されました。従来の「下請けへの一方的なリスク転嫁」から、「仕様決定権に基づいた公平な責任分担」へのシフトを比較します。

想定シナリオ	従来の慣行 (問題点)	2024年 新ガイドライン (あるべき姿)
第三者知的財産権の侵害発生	受注者(SME)が100%の責任と解決費用を負担（一方的な補償条項）。	仕様の決定権や貢献度に基づき、発注者と受注者で責任を公平に分担する。
発注者の指定した仕様に起因する侵害	契約書の「瑕疵のない納入義務」等を盾に、指示通り製造した場合でも受注者が責任を負わされるケースが多発。	仕様を決定した発注者(注文者)が責任を負う。受注者は求償権を行使可能。
「指示」の範囲と定義	書面による正式な仕様書のみが対象とされ、口頭指示は証拠として扱われにくい。	正式な書面に加え、口頭による助言、非公式な指示、情報提供も明確に「指示」に含まれる。

2024年の改定では、第三者知財侵害リスクの一方的な転嫁が禁止されました。口頭での指示も拘束力のある指示として扱われ、仕様の決定権者に基づいて責任の所在が明確化されます。

Data sources: [Note.com \(Soukyo IP\)](#), [中小企業庁 \(SMEA\)](#), [経済産業省 \(METI\)](#)

6.3 「パートナーシップ構築宣言」への組み込みと将来展望

政府は、個別の契約指導に加え、経営トップのコミットメントを引き出すための仕組みとして「パートナーシップ構築宣言」を活用している。

- 知財項目の必須化: 宣言のひな形には、「知財・ノウハウの保護」に取り組むことが必須項目として盛り込まれている²⁸。
- 2026年(令和8年)改正: 下請中小企業振興法(振興基準)の改正に合わせ、2026年1月よりパートナーシップ構築宣言のひな形も改正される³⁰。これにより、サプライチェーン全体での付加価値向上と、その適正な分配(価格転嫁や知財対価)がより強く求められることになる。宣言企業は、下請Gメンや取引Gメンによる調査で宣言違反(知財収奪など)が発覚した場合、宣言の掲載取り消し(=レピュテーションリスク)というペナルティを受ける可能性がある。

第7章 結論と戦略的示唆: 新たな商慣行の定着に向けて

7.1 政策の総括: 不可逆的なパラダイムシフト

2019年から2026年にかけての一連の政策展開は、日本のB2B取引における「甘えの構造」を断ち切り、グローバルスタンダードな契約慣行を導入しようとする巨大な構造改革である。

公正取引委員会の実態調査が「問題の所在」を法的観点から鋭くえぐり出し、中小企業庁や経産省が「解決策(ガイドライン・モデル契約書)」を提示し、最後にGメンやパートナーシップ構築宣言という「執行・監視メカニズム」で遵守を迫る——この三位一体のアプローチは、企業の知財戦略に不可逆的な変化を迫っている。

7.2 今後の課題と展望

- 現場浸透の壁: ガイドラインは整備されたが、現場の調達担当者レベルまで意識改革が浸透しているとは言い難い。2024年のGメン調査で依然として不当条項が発見されたことは、トップダウンの宣言と現場の実務の間に乖離があることを示している。
- M&Aエコシステムの成熟: モデル契約書ver2.2が志向するように、今後は「連携」だけでなく「M&A」による出口戦略が重要になる。大企業がスタートアップを適正な価格で買収し、リソースを注入して成長させるエコシステムが機能するかどうかが、次の焦点となる。
- 全産業への拡大: 公正取引委員会は、調査対象を製造業・スタートアップから「全産業」へ拡大し、特にデータ取引やソフトウェア開発における優越的地位の濫用に監視の目を光らせている³²。知財・データ取引の適正化は、もはや一部の業界の課題ではなく、日本企業の経営マターそのものである。

企業法務および経営企画部門は、これら一連の報告書とガイドラインを単なる「努力義務」と捉えるのではなく、違反すれば独禁法違反や社会的信用の失墜を招く「ハードローに近い規範」として認識し、社内規程や契約雑形の抜本的な見直しを進める必要がある。

免責事項: 本報告書は、指定された政府公表資料に基づき作成された分析レポートであり、特定の法的助言を提供するものではありません。個別の契約案件については、弁護士等の専門家に相談することを推奨します。

引用文献

1. 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用 ... , 1月 10, 2026にアクセス、
https://www.jsmea.or.jp/jp/news/news_2019_7_9/20190807_MLIT_senpaku.pdf
2. (令和元年6月14日)製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした ... , 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>
3. 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用 ... , 1月 10, 2026にアクセス、
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614_files/gaiyou.pdf
4. 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした ... - 公正取引委員会, 1月 10, 2026にアクセス、

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614_files/houkokusyo.pdf

5. (令和2年6月30日)スタートアップの取引慣行に関する実態調査 ..., 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/jun/200630.html>
6. (令和2年11月27日)スタートアップの取引慣行に関する実態調査 ..., 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>
7. スタートアップの取引慣行に関する実態調査 中間報告(概要), 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chizaitoriiki/2020/200722chizaitoriiki05-2.pdf>
8. スタートアップの取引慣行に関する 実態調査報告 ... - 公正取引委員会, 1月 10, 2026にアクセス、https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease_2.pdf
9. 研究開発型スタートアップにおける オープンイノベーション促進の ..., 1月 10, 2026にアクセス、https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_02_zentai.pdf
10. 取引における知財の取扱いに係る問題点 - 中小企業庁, 1月 10, 2026にアクセス、https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kigyo_torihiki/004/002.pdf
11. (令和4年12月23日)スタートアップをめぐる取引に関する調査結果 ..., 1月 10, 2026にアクセス、https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221223_startupchousa.html
12. スタートアップを巡る取引に関する実態調査の結果を公表した。..., 1月 10, 2026にアクセス、https://www.koutori-kyokai.or.jp/pages/80/detail=1/b_id=316/r_id=1347/
13. 知的財産取引に関するガイドライン 第1章 はじめに - 中小企業庁, 1月 10, 2026にアクセス、https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline01.pdf
14. 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について | 中小 ..., 1月 10, 2026にアクセス、https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html
15. 独自技術を守れ！中小企業のための知財取引ガイドライン活用術, 1月 10, 2026にアクセス、<https://shirakawa-ipc.com/%E7%8B%AC%E8%87%AA%E6%8A%80%E8%A1%93%E3%82%92%E5%AE%88%E3%82%8C%EF%BC%81%E4%B8%AD%E5%B0%8F%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E5%8F%96%E5%BC%95%E3%82%AC%E3%82%A4/>
16. スタートアップ企業と事業会社の連携 (METI/経済産業省), 1月 10, 2026にアクセス、https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/business_partnership_contracts.html
17. 「OI モデル契約書(学編)」解説パンフレット・マナーブックの ..., 1月 10, 2026にアクセス、https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/open-innovation-model_daigaku.pdf
18. オープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver2.2及び ..., 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250425005/20250425005.html>
19. 研究開発スタートアップなら必読の「モデル契約書」、真に効果的 ..., 1月 10, 2026にアクセス

- セス、<https://ascii.jp/elem/000/004/087/4087565/>
20. 良好なパートナーシップを構築するための「事業会社と ...」, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41172224.html>
21. 事業会社とスタートアップの オープンイノベーション促進のための, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/com-su-mannerbook.pdf>
22. 取引適正化に向けた最近の取組等 - 中小企業庁, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/torihikimondai/2022/220524/s001.pdf>
23. 知的財産権に関する紛争の責任・負担を下請事業者に転嫁する行為 ..., 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.meti.go.jp/press/2024/07/20240731001/20240731001.html>
24. 「知的財産取引に関するガイドライン」の改正～知財訴訟等の ..., 1月 10, 2026にアクセス、<https://innoventier.com/archives/2024/10/17423>
25. 「知財取引ガイドライン及び契約書ひな形の改正について」の ..., 1月 10, 2026にアクセス、https://www.shokokai.or.jp/?post_type=sisakus&p=14182
26. 【知財取引ガイドライン改定】発注者・受注者の責任分担を明確化, 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.collabotips.com/guide/chizai-guideline-updated/>
27. 知的財産取引ガイドライン・契約書ひな形が改正されました - note, 1月 10, 2026にアクセス、https://note.com/soukyo_ip/n/ha2186793d2b6
28. パートナーシップ構築宣言について - 埼玉県, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/230648/kensyu.pdf>
29. 「パートナーシップ構築宣言」, 1月 10, 2026にアクセス、
https://www.yamaha-robotics.com/hubfs/CSR/SKW/55842-05-18-tokyo_skw.pdf?hsLang=ja
30. パートナーシップ構築宣言のひな形改正について【経済産業省】 , 1月 10, 2026にアクセス、<https://jdsa.or.jp/20260109-1/>
31. パートナーシップ構築宣言のひな形を改正します(令和8年1月1日 ..., 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.meti.go.jp/press/2025/12/20251226002/20251226002.html>
32. 公正取引委員会による中小企業知的財産・データ保護 調査の大幅拡大, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/428d75c13950d6acfbea.pdf>